

會學濟經學大國帝都京

# 叢論濟經

號二第 卷五十第

行發日一月八年一十正大

## 論叢

交通税の捕捉すべき給付能力

法學博士 神戸 正雄

支那の古典に見られたる社會政策

法學博士 田島 錦治

經濟道と經濟術

法學士 作田 莊一

小作制と小作法

法學博士 河田 嗣郎

## 時論

支那の改造と國際管理

法學博士 末廣 重雄

戸數割を論ず

法學博士 小川 郷太郎

物價問題私論

法學博士 山本美越乃

## 說苑

ジョン・ロックの私有權論

經濟學士 岩城 忠一

## 雜錄

經濟學の革命

法學博士 河上 肇

大學生の一年間の學費

經濟學士 藤野 靖

# 雜 錄

## 經濟學の革命

河 上 肇

諸國の經濟政策が放任から管理に移り行くに従つて、經濟學そのものも亦た次第に——シュベンの語を藉れば——*Wissenschaft von den Kausalgesetzen der Wirtschaft*(經濟の因果法則の學)から *Wirtschaftslehre als Zweckwissenschaft*(目的學としての經濟學)に移り行くべきであり又移り行かんとする氣勢を示してゐるかに思はれる。今日の勞農露西亞が如何なる状態にあるかは、吾々の末だ十分に知り能はざる所であり況んや其の將來が如何に成り行くであらうかと云ふことは、吾々の今遽に豫想し能はざる問題であるが、假りに此の勞農露西亞が——又は其の他の國乃至國々が——將來社會主義國になるとするならば、その當然の結果として、經濟政

策の原則は放任から管理に移るべきであるが、さうなれば、其等の國々に於ける經濟學は、今日の經濟學と甚しく其の學的性質を殊にしてくるに相違ない。一言以て之を蔽へば、經濟組織の革命はやがて經濟學そのもの、革命を齎すであらう。

經濟社會の組織の原則には、社會主義的のものゝ個人主義的のものがあつて、これが其の組織の原則の兩極限であつて、實際に存在した又存在し得る歴史的の社會は、この兩極限の間に於ける或る地點を占めて居り又占むべきであるが、今日の大勢は大體に於て個人主義的から社會主義的に推し移りつゝある。

茲に社會主義的の組織といふのは、社會が意識的にその成員の物質的生活につき責任を負擔してゐる組織のことであり、又個人主義的の組織といふのは、社會が斯かる責任を負はず、その成員の物質的生活については、各個人をして自ら責に任せしむる組織のことである。

社會が社會主義の原則を採つてゐる時は——その社會は自給自足の氏族のやうな比較的少數の成員から成つてゐる場合でも、或は社會主義の國家のやうな比較的多數の成員を包抱してゐる場合でも、——その社會には、必ず社會的意識の代表者として、その社會に於ける生産及び分配を決定するところの機關（氏族にあつては氏の長者、社會主義國家にあつては人民委員といふの類）がある。社會が其の各成員の物質的生活につき責任を負擔しやうとする以上、その責任を遂行するに足るべき機關を必要とするは言ふまでもない。さうして社會の成員は、その勞働の秩序及び生産物の分配につき、斯かる社會的機關の central control（中央からの管理）の下に立ち、之により各成員は、一個の Produktionsgemeinschaft（生産共同體）の分子たることを意識させられつゝ、互に一定の生産關係に入り込む。だから、其等の生産關係は、直接の社會關係として現はれる。委しく言へば、各個人間の社會關係は、それが經濟生活に關係す

るものたる限り、社會の機關が直接に且つ意識的に決定したものであつて、各個人の私的意志に本づく諸々の行爲の無意識的結果として生ずるところの odre naturel ではない。更に之を法學的に言ひ現はせば、各個人の經濟關係は、私法的關係でなくて公法的關係である。私が既に多くの機會に於て繰り返し述べてゐるやうに、今日でも社會組織の單位たる家族（所謂小家族）そのもの——これも亦た一つの社會であつて、それは社會主義的にも又個人主義的にも組織され得る——は、大體に於て社會主義的の組織を採つてゐると看做すべきであるが、それ故にこそ此等家族の成員間の關係を規定した親族法は、民法といふ私法典のうちに編入されて居るに拘らず、（家族關係が個人主義的に發展してゐない國々であれば、あるほど）、その中には公法的性質を有する規定が少からず在る。親族關係は、法典としては民法の中に規定されてゐても、公法關係と看做すべきである、といふやうな意見は、此の如き事情から生ずる。なほ社會主義的

組織が如何に其の成員の經濟關係を公法化するかと云ふことは、吾々之を、過ぐる世界大戰の際、食糧の管理その他につき廣く歐洲諸國に行はれた『戰時社會主義』の立法に徴することを出来る。また何程か社會主義的組織に歩を進めたると思はれる革命後の獨逸及び露西亞の新憲法が、これまでの憲法と其の選を殊にし、人民の經濟生活に關する規定を多量に包含してゐるのも、社會主義に伴ふ經濟生活の公法化を示す一實例となすべきものである。

此の如く社會主義的組織の下にあつては、社會の機關が、その成員の經濟關係を、直接に且つ意識的に(之を公法關係として)規定する。だから其等の經濟關係を研究すべき經濟學は、著しく Zweckwissenschaft (目的學) とならざるを得ないと同時に、甚しく Rechtswissenschaft (法學) に歩み寄るべきである。此の如き場合に成り立つべき將來の經濟學が、今日我が京都大學の法學部の課程中に設けられてある行政學や政治學等と、如何なる點に於て互に特殊の科學た

る獨自の研究對象を保留し得るに至るべきかは私の今精確に指示し得ざるどころである。カウラが經濟學を定義して die Lehre von den Wirkungen der Rechtsordnung auf die Verwertung der natürlichen Kräfte in wirtschaftlicher Hinsicht 又は簡單に die Lehre von den wirtschaftlichen Wirkungen der Rechtsordnung と言つてゐるのは、<sup>1)</sup> 彼が主張する理由に本づき之を今日の經濟學に當嵌めるものとしては賛成し兼ねるけれども、しかし社會主義的組織の下に於て將來産まらるべき經濟學は、大體彼が定義したやうなものになりはせぬかと、私は考へるのである。

ところが、社會が個人主義を以てその組織の原則とする時は、事情が全く違つてくる。斯かる社會組織の下では、社會の各成員が如何なる種類の生産物を如何なる分量まで生産するかと云ふことが、全く各自の私的意志に放任される。アダム・スミスが『諸國民の富』の第四篇第九章に於て、彼れの所謂 system of natural liberty

1) Archiv f. Sozialwissenschaft u. Sozialpolitik (1922), 49 Bd., 1 Heft, S. 173. (Cohn の論文中の引用による)

(自然的自由の制度)を説明して、『この制度の下に於ては、各個人は、その者が正義の法を侵害せざる限り、自己の欲するがまゝに己れ自身の利益を追求し、かくて他の何人の事業及び資本たるを問はず、自己の事業及び資本を以て之と競争することにつき、全然その自由の放任さるるであらう』と言つてゐるのが、即ち其れである。これが個人主義的組織の下に於ける經濟政策の原則であり、かくて『世の主權者は、……私人の産業を監督し、之をして社會の利益に最も適合せる方面に指導するといふ任務より、全く免れ得るに至る』のである。なほ此の如くにして生産された社會全體の產物が、社會成員の間に分配されるのも、個人主義的組織の下にあつては、社會の機關の意識的管理によつて行はれるのでなくて、それは交換といふ個人の私的行爲の自然的結果に過ぎない。各個人は各々獨立して一定の生産物を生産し、其等の生産物を互に交換するといふことによつて、所謂無意識的分業をなし、之によつて始めて社會的に連絡

される。要するに、個人主義的組織の下では、放任を以て經濟政策の原則とするのであつて、社會的意識の代表者としての一定の權關が設けられ、それが社會の富の生産及び分配を管理するといふ譯ではない。だから經濟界は全く無政府の——無秩序といふ意味ではない——である。社會主義と無政府主義とは往々同類のやうに思はれてゐるが、經濟界の無政府を主義とする點では、個人主義(從て其の發展の特殊の形態たり資本主義)こそ無政府主義なのである。然るに、その無政府的なるにも拘らず、經濟界に一定の秩序が維持されて行くのは、各個人が交換によつて連絡されてゐるために、各個人の行動を支配するところの法則が自然に生じてくるからである。其等の秩序は、各個人の意識的活動の結果として、社會全體の上に出てくる無意識的產物であるといふ點に於て、一の *ordre naturel* と看做すべきものである。『各個人は只彼れ自身の利益を圖るに過ぎない、しかも彼は此の如くにして、多くの他の場合に於けると同じやうに、

毫も自己の意圖内に在らざる或る目的を成就せんため、一の見えざる手によりて導かれる」とアダム・スミスが言つてゐるのが、即ち其れである。各個人は只彼れ自身の利益を圖ることを意識してゐるに過ぎない。しかも一の見えざる手により導かれて、社會全體の利益を増進することになるのは、彼れ自身から言へば毫も彼れの意圖内に在らざる偶然の結果であつて、即ち所謂意識的活動の無意識の結果である。社會主義的組織の下に在つては、之と異り、社會的意識的機關があつて、それが社會の富の生産及び分配を直接に管理するのであるが、個人主義的組織の下にあつては、此の如き意識的機關の直接の管理の代りに、『一の見えざる手』が働いて居り、さうして其の見えざる手の働きが、——社會の意識的機關が制定する法則の代りに——自然に行はるゝ法則を産むのである。例へば需要供給の法則といふやうなものが成り立つて、それが物の價格を規定することになる。それは戦時社會主義の實行のために、食料の賣買價格

が政府の制定する法律によつて公定されると云ふのは、全く性質を異にするのである。しかし需要供給の法則によつて物の價格が規定される以上、個々の生産者は最大の利潤を得るがために、この法則に順應せざるを得なくなるので即ち需要少く供給多き貨物の生産は之を控え、その代りに需要多く供給少き貨物の生産を増加することになる。個人主義的組織の下にあつては、如何なる事業を起し如何なる貨物を生産するも、それは『全然各個人の自由放任』されてあるとはいへ、その自由は、此の如くにして、需要供給の法則により、自然に制限されるのである。

要するに、個人主義的組織の下にあつては、社會の意識的機關の直接の管理が行はれてゐないといふ意味に於て、經濟界は全く無政府的であるけれども、それにも拘らず、其處に一定の秩序が維持されて行くのは、『一の見えざる手』が働いてゐて、各個人の行動を支配する法則が自然に生じてくるからである。さうして其の法

則を發見し研究するのが個人主義的經濟學の任務であるが、社會主義的組織の下では、一の見えざる手によつて成立するところの此等の自然的法則が、社會の意識的機關によつて制定せらるゝところの人爲的法律となつて現はれるのであつて、簡單に言へば、經濟學上の法則は大部分法律上の法則となつて現はれる譯になる。だから社會の經濟組織の原則が個人主義から社會主義に推移するにつれて、經濟學は因果の學たるよりも、より多く目的の學となると同時に、著しく法學に接觸する。又逆に之を法學の側より言へば、私法が公法化すると同時に、法學全體が著しく經濟學に寄り添うてくる。

斯様にして、諸國の經濟組織が個人主義の原則から社會主義の原則に推移するに従つて、又諸國の經濟政策が放任から管理に移り行くに従つて、經濟學及び法學の根本的性質の上に重大な變化を生じなければならなくなる。今日獨逸の經濟學者及び法學者の一部の間に於て、斯學の根本的性質に關する新たな若干の見解が發

生しつゝあるのは、大部分這個の消息を反射するものである、と私は考へる。社會的の Sein は吾々の Bewusstsein を規定する。經濟組織の上に——或は急激に或は徐々に——起るところの革命は、やがて又、或は急激に或は徐々に、經濟學の革命を伴ふことを免れないであらう。